

簡 易 専 用 水 道

簡易専用水道とは・・・

市町村などの水道事業体から供給される水(水道水)を水源とする飲料水の供給施設のうち、**受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの**が対象となります。(水道法第3条第7項)

その衛生管理については、設置者の責任になり、設置者は「水道法」で施設の適正な維持管理と定期検査の受検が義務付けられています。(水道法第34条の2第2項・施行規則第56条)

毎日使う大切な水が、いつでも安全であるよう設備の衛生管理に努めましょう。



🇯🇵日本水処理工業株式会社 では

有資格者による **簡易専用水道法定検査** を行い、

(施設の状況調査、水質検査、書類検査)

安全で快適な水をお届けするお手伝いを致します！

対応エリアは近畿一円！

大阪市内はもちろん、大阪府下、兵庫、京都、奈良、和歌山、滋賀、三重まで幅広いエリアに対応しております。

有資格者がしっかりチェック！

専門知識を有する有資格者が給水設備を点検し、不適事項があれば、その改善について適切なアドバイスを致します。検査終了後は点検済シールを貼って安心をお届けします。



お問い合わせ・ご用命は
〒530-0046 大阪市北区菅原町8番14号

🇯🇵日本水処理工業株式会社

<http://www.mizu-shori.com> (こちらから簡易専用水道検査申込書のダウンロードが可能です)

TEL 06 - 6363 - 6330

FAX 06 - 6363 - 6372